

## 【介護老人福祉施設（地域密着型含む）・（介護予防）短期入所生活介護】

### 令和6年度（2024年度）介護報酬改定等説明資料

#### 1 令和6年度（2024年度）介護報酬改定の概要（案）

- ・介護老人福祉施設（地域密着型含む）··· 1～24
- ・（介護予防）短期入所生活介護··· 25～35

#### 2 介護報酬の算定構造（案）

- ・令和6年（2024年）4月改定
  - 介護老人福祉施設··· 36～37
  - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護··· 38～39
  - 短期入所生活介護··· 40～41
  - 介護予防短期入所生活介護··· 42～43
- ・令和6年（2024年）6月改定
  - 介護老人福祉施設··· 44～45
  - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護··· 46～47
  - 短期入所生活介護··· 48～49
  - 介護予防短期入所生活介護··· 50～51

#### 3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）

- ・介護老人福祉施設··· 52～54
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護··· 54～57
- ・（介護予防）短期入所生活介護··· 57～60

#### 《はじめに》

- 資料は、令和6年（2024年）1月22日に開催された「第239回 社会保障審議会介護給付費分科会」の資料のうち各サービスに関するページを抜粋しています。なお、「1 令和6年度（2024年度）介護報酬改定の概要（案）」の各改定事項概要欄の上部に対象サービスが記載（介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★が付記）されています。
- 令和6年度（2024年度）介護報酬改定等の内容は、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されます。正式な省令・告示・通知等は、以下のホームページに掲載します。また、新たにQ&A等が発出された場合も同じく掲載しますので、隨時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP >県政情報>健康・福祉・子育て  
>高齢者・障がい者・介護>高齢者支援課>介護報酬改定  
※熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

熊本市HP >分類から探す>しごと・産業・事業者向け  
>届出・証明・法令・規制>介護・福祉>介護報酬改定  
※熊本市HP <http://www.city.kumamoto.jp/>

令和6年（2024年）3月  
熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課  
熊本市健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課

## 8. (1)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護①

### 改定事項

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬
- ① ○ 1(3)⑯配置医師緊急時対応加算の見直し
- ② ○ 1(3)⑰介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知
- ③ ○ 1(3)⑱介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価
- ④ ○ 1(3)⑲協力医療機関との連携体制の構築
- ⑤ ○ 1(3)⑳協力医療機関との定期的な会議の実施
- ⑥ ○ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供
- ⑦ ○ 1(3)㉒介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し
- ⑧ ○ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ⑨ ○ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ⑩ ○ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ⑪ ○ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑫ ○ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑬ ○ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ⑭ ○ 2(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進

216

## 8. (1)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護②

### 改定事項

- ⑮ ○ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ⑯ ○ 2(1)⑯介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑰ ○ 2(1)㉑退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- ⑱ ○ 2(1)㉒再入所時栄養連携加算の対象の見直し
- ⑲ ○ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ⑳ ○ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ㉑ ○ 2(3)②自立支援促進加算の見直し
- ㉒ ○ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ㉓ ○ 2(3)④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- ㉔ ○ 2(3)⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ㉕ ○ 3(1)①介護職員待遇改善加算・介護職員等特定待遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ㉖ ○ 3(2)①テレワークの取扱い
- ㉗ ○ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

## 8. (1)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護③

### 改定事項

- ㉙ ○ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ㉚ ○ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ㉛ ○ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ㉜ ○ 3(3)⑯小規模介護老人福祉施設の配置基準の見直し
- ㉝ ○ 4(2)③経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し

218

## 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬

### 単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

	<現行>	<改定後>
○介護福祉施設サービス費（従来型個室）		
要介護1	573単位	589単位
要介護2	641単位	659単位
要介護3	712単位	732単位
要介護4	780単位	802単位
要介護5	847単位	871単位
○ユニット型介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）		
要介護1	652単位	670単位
要介護2	720単位	740単位
要介護3	793単位	815単位
要介護4	862単位	886単位
要介護5	929単位	955単位
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（従来型個室）		
要介護1	582単位	600単位
要介護2	651単位	671単位
要介護3	722単位	745単位
要介護4	792単位	817単位
要介護5	860単位	887単位
○ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（ユニット型個室）		
要介護1	661単位	682単位
要介護2	730単位	753単位
要介護3	803単位	828単位
要介護4	874単位	901単位
要介護5	942単位	971単位

## 1. (3) ⑯ 配置医師緊急時対応加算の見直し

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 入所者に急変が生じた場合等の対応について、配置医師による日中の駆けつけ対応をより充実させる観点から、現行、早朝・夜間及び深夜にのみ算定可能な配置医師緊急時対応加算について、日中であっても、配置医師が通常の勤務時間外に駆けつけ対応を行った場合を評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

### 単位数

<現行>	<改定後>
配置医師緊急時対応加算	配置医師緊急時対応加算
なし	配置医師の通常の勤務時間外の場合 325単位/回 (新設) (早朝・夜間及び深夜を除く)
早朝・夜間の場合 650単位/回	早朝・夜間の場合 650単位/回
深夜の場合 1,300単位/回	深夜の場合 1,300単位/回

### 算定要件等

- 次の基準に適合しているものとして届出を行った指定介護老人福祉施設において、配置医師が施設の求めに応じ、早朝（午前6時から午前8時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）、深夜（午後10時から午前6時まで）又は配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間及び深夜を除く。）に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に所定単位数を算定する。ただし、看護体制加算（II）を算定していない場合は、算定しない。
- ・ 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的な状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取決めがなされていること。
  - ・ 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。

29

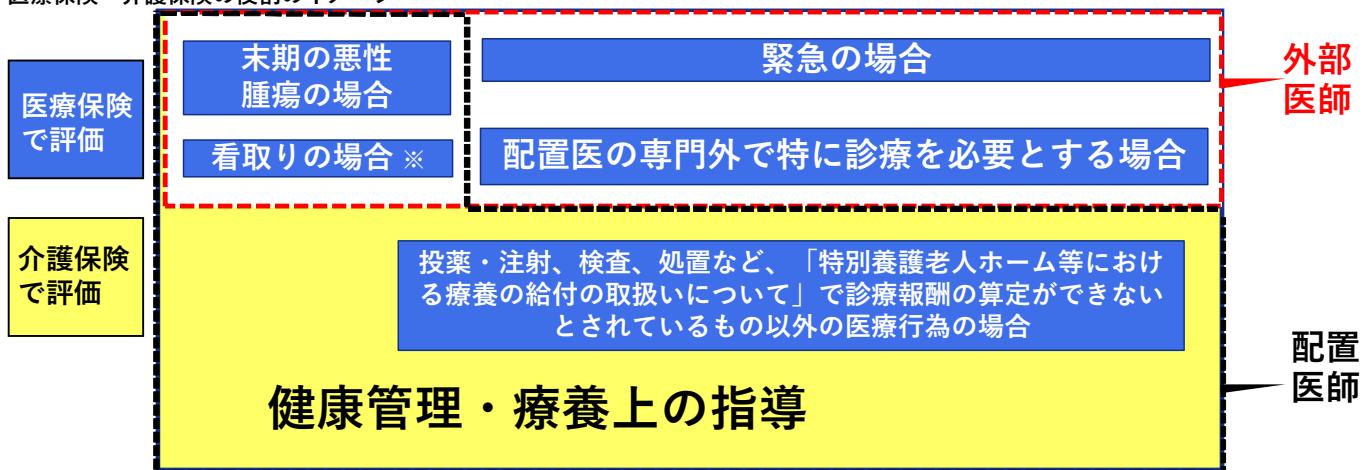
## 1. (3) ⑯ 介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 診療報酬との給付調整について正しい理解を促進する観点から、配置医師が算定できない診療報酬、配置医師でも算定できる診療報酬であって介護老人福祉施設等で一般的に算定されているものについて、誤解されやすい事例を明らかにするなど、わかりやすい方法で周知を行う。【通知改正】
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、基準上、入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとされており、この配置医師が行う健康管理及び療養上の指導は介護報酬で評価されるため、初診・再診料等については、診療報酬の算定はできない。
- 一方で、配置医師以外の医師（外部医師）については、（1）緊急の場合、（2）配置医師の専門外の傷病の場合に、「初・再診料」、「往診料」等を算定できる。また、（3）末期の悪性腫瘍の場合、（4）在宅療養支援診療所等の医師による看取りの場合に限っては、「在宅患者訪問診療料」等も算定できる。
- こうした入所者に対する医療行為の報酬上の評価の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号厚生労働省保険局医療課長通知。令和4年3月25日一部改正）で規定している。

#### 医療保険・介護保険の役割のイメージ



※ 在宅療養支援診療所等の医師による看取りの場合に限る。

## 1. (3) ⑯ 介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 透析が必要な者の受入れに係る負担を軽減する観点から、定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であって、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合を評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

### 単位数

<現行>  
なし

<改定後>  
**特別通院送迎加算 594単位/月 (新設)**

### 算定要件等

- 透析をする入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合 (新設)

31

## 1. (3) ⑯ 協力医療機関との連携体制の構築

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
- ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
- ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
- ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるよう努めることとする。

## 1. (3) ⑳ 協力医療機関との定期的な会議の実施

### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することを評価する新たな加算を創設する。
- また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行うよう見直しを行う。【告示改正】

### 単位数

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>	<改定後>		
なし	▶ 協力医療機関連携加算		
	協力医療機関が(1)右記の①～③の要件を満たす場合	100単位/月(令和6年度)	50単位/月(令和7年度～) (新設)

(2) それ以外の場合

5単位/月 (新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

<現行>	<改定後>		
医療機関連携加算 80単位/月	▶ 協力医療機関連携加算		
	協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合	100単位/月 (変更)	

(2) それ以外の場合

40単位/月 (変更)

【認知症対応型共同生活介護】

<現行>	<改定後>		
なし	▶ 協力医療機関連携加算		
	協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合	100単位/月 (新設)	

(2) それ以外の場合

40単位/月 (新設)

(協力医療機関の要件)  
① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。  
② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。  
③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

### 算定要件等

- 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 (新設)

34

## 1. (3) ㉑ 入院時等の医療機関への情報提供

### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人保健施設及び介護医療院について、入所者の入院時に、施設等が把握している生活状況等の情報提供を更に促進する観点から、退所時情報提供加算について、入所者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点や認知機能等にかかる情報を提供した場合について、新たに評価する区分を設ける。また、入所者が居宅に退所した際に、退所後の主治医に診療情報を情報提供することを評価する現行相当の加算区分についても、医療機関への退所の場合と同様に、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを算定要件に加える。
- また、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護について、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する新たな加算を創設する。【告示改正】

### 単位数

【介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>	<改定後>		
退所時情報提供加算 500単位/回	▶ 退所時情報提供加算 (I) 500単位/回 退所時情報提供加算 (II) 250単位/回 (新設)		

退所時情報提供加算 (I) 500単位/回

退所時情報提供加算 (II) 250単位/回 (新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

<現行>	<改定後>		
なし	▶ 退所時情報提供加算 250単位/回 (介護老人福祉施設) (新設) 退居時情報提供加算 250単位/回 (特定施設、認知症対応型共同生活介護) (新設)		

退所時情報提供加算 250単位/回 (介護老人福祉施設) (新設)

退居時情報提供加算 250単位/回 (特定施設、認知症対応型共同生活介護) (新設)

### 算定要件等

【介護老人保健施設、介護医療院】 <退所時情報提供加算 (I)> 入所者が居宅へ退所した場合 (変更)

- 居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

【介護老人保健施設、介護医療院】 <退所時情報提供加算 (II)> 入所者等が医療機関へ退所した場合 (新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 <退所時情報提供加算、退居時情報提供加算>

- 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

# 1. (3) ② 介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し

## 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 介護老人福祉施設等における入所者への医療提供体制を確保する観点から、介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとする。また、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならないこととする。【省令改正】

## 基準

<現行>

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変が生じた場合のため、あらかじめ、配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

<改定後>

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師**及び協力医療機関の協力を得て、配置医師及び協力医療機関**との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

**指定介護老人福祉施設は、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。**

36

# 1. (5) ① 高齢者施設等における感染症対応力の向上

## 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。  
ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。  
イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。  
※ 新型コロナウイルス感染症を含む。  
ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。  
○ また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

## 単位数

<現行>

なし

<改定後>

**高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）10単位/月（新設）**

**高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）5単位/月（新設）**

## 算定要件等

<高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）> **（新設）**

- 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。  
○ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。  
○ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

<高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）> **（新設）**

- 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

## 1. (5) ② 施設内療養を行う高齢者施設等への対応

### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。
- 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する仕組みとする。【告示改正】

### 単位数

<現行>  
なし

<改定後>  
**新興感染症等施設療養費 240単位/日 (新設)**

### 算定要件等

- 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。  
※ 現時点において指定されている感染症はない。

46

## 1. (5) ③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】

## 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

### 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

### 単位数

<現行>  
なし

<改定後>  
**業務継続計画未実施減算**  
**施設・居住系サービス** 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（**新設**）  
**その他のサービス** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（**新設**）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

### 算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（**新設**）

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

## 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

### 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスマント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

### 単位数

<現行>  
なし

<改定後>  
**高齢者虐待防止措置未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（**新設**）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

### 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（**新設**）

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

### 算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

50

## 1. (7) ⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進

### 概要

【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。【告示改正】

### 単位数

<現行>

なし

<改定後>

認知症チームケア推進加算（Ⅰ）150単位/月（新設）

認知症チームケア推進加算（Ⅱ）120単位/月（新設）

※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。

### 算定要件等

#### <認知症チームケア推進加算（Ⅰ）>（新設）

- (1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。
- (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケープログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
- (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。
- (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

#### <認知症チームケア推進加算（Ⅱ）>（新設）

- ・（Ⅰ）の（1）、（3）及び（4）に掲げる基準に適合すること。
- ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

## 2.(1) ②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進①

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、介護老人保健施設におけるリハビリテーションマネジメント計画書情報加算、介護医療院における理学療法、作業療法及び言語聴覚療法並びに介護老人福祉施設における個別機能訓練加算（II）について、以下の要件を満たす場合について評価する新たな区分を設ける。【告示改正】
- ア 口腔衛生管理加算（II）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- イ リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。その際、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用していること。
- ウ 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有していること。

### 単位数

#### 【介護老人保健施設】

<現行>

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33単位/月

<改定後>

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I） 53単位/月（新設）

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（II） 33単位/月

※加算（I）、（II）は併算定不可

#### 【介護医療院】

<現行>

理学療法 注6、作業療法 注6、言語聴覚療法 注4 33単位/月

<改定後>

理学療法 注6、作業療法 注6、言語聴覚療法 注4 33単位/月

理学療法 注7、作業療法 注7、言語聴覚療法 注5 20単位/月（新設）

※加算（I）、（II）は併算定可

#### 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

<現行>

個別機能訓練加算（I） 12単位/日

個別機能訓練加算（II） 20単位/月

<改定後>

個別機能訓練加算（I） 12単位/日（変更なし）

個別機能訓練加算（II） 20単位/月（変更なし）

個別機能訓練加算（III） 20単位/月（新設）

※加算（I）、（II）、（III）は併算定可

## 2.(1) ②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進②

### 算定要件等

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

#### 【介護老人保健施設】 <リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）>（新設）

#### 【介護医療院】 <理学療法 注7、作業療法 注7、言語聴覚療法 注5>（新設）

- 入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてリハビリテーション計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

※上記は介護老人保健施設の場合。介護医療院については、理学療法 注6、作業療法 注6又は言語聴覚療法 注4 を算定していること。

- 口腔衛生管理加算（II）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- 入所者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が、リハビリテーション計画の内容等の情報を活用して、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
- 共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職種間で共有していること。

#### 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

#### <個別機能訓練加算（III）>（新設）

- 個別機能訓練加算（II）を算定していること。
- 口腔衛生管理加算（II）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報を活用して、当該情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。
- 共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。

## 2. (1) ③ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る 一体的計画書の見直し

### 概要

【通所介護、通所リハビリテーション★、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進する観点から、リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う。【通知改正】

### 算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書について、記載項目の整理するとともに、他の様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直し。

70

## 2. (1) ⑯ 介護保険施設における口腔衛生管理の強化

### 概要

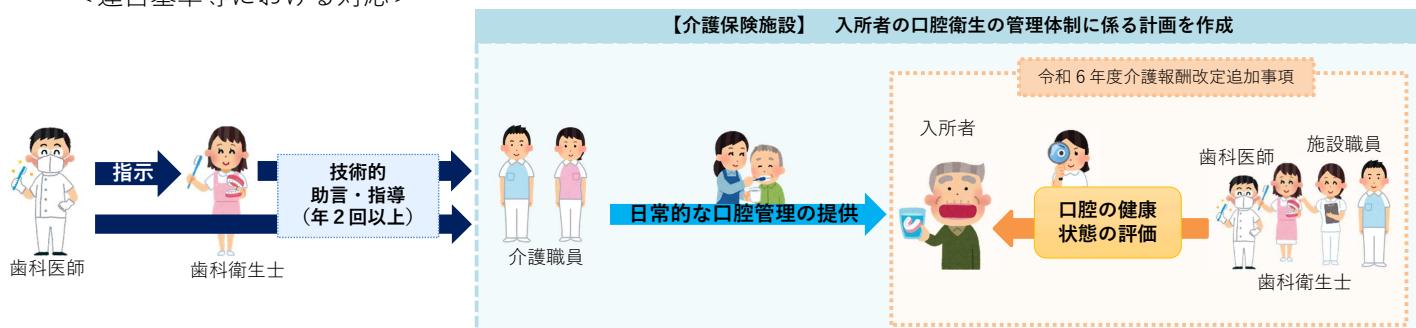
【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者に利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付ける。【通知改正】

### 算定要件等

- 施設の従業者又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入所時及び入所後の定期的な口腔の健康状態の評価を実施すること。
- 技術的助言及び指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行うこと。

<運営基準等における対応>



## 2. (1) ②1 退所者の栄養管理に関する情報連携の促進

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設から、居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供することを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

### 単位数

<現行>  
なし



<改定後>  
**退所時栄養情報連携加算 70単位/回 (新設)**

### 算定要件等

#### ○対象者

- ・厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者

#### ○主な算定要件

- ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。
- ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。

※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）



86

## 2. (1) ②2 再入所時栄養連携加算の対象の見直し

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 再入所時栄養連携加算について、栄養管理を必要とする利用者に切れ目なくサービスを提供する観点から、医療機関から介護保険施設への再入所者であって特別食等を提供する必要がある利用者を算定対象に加える。  
【告示改正】

### 算定要件等

#### ○対象者

##### <現行>

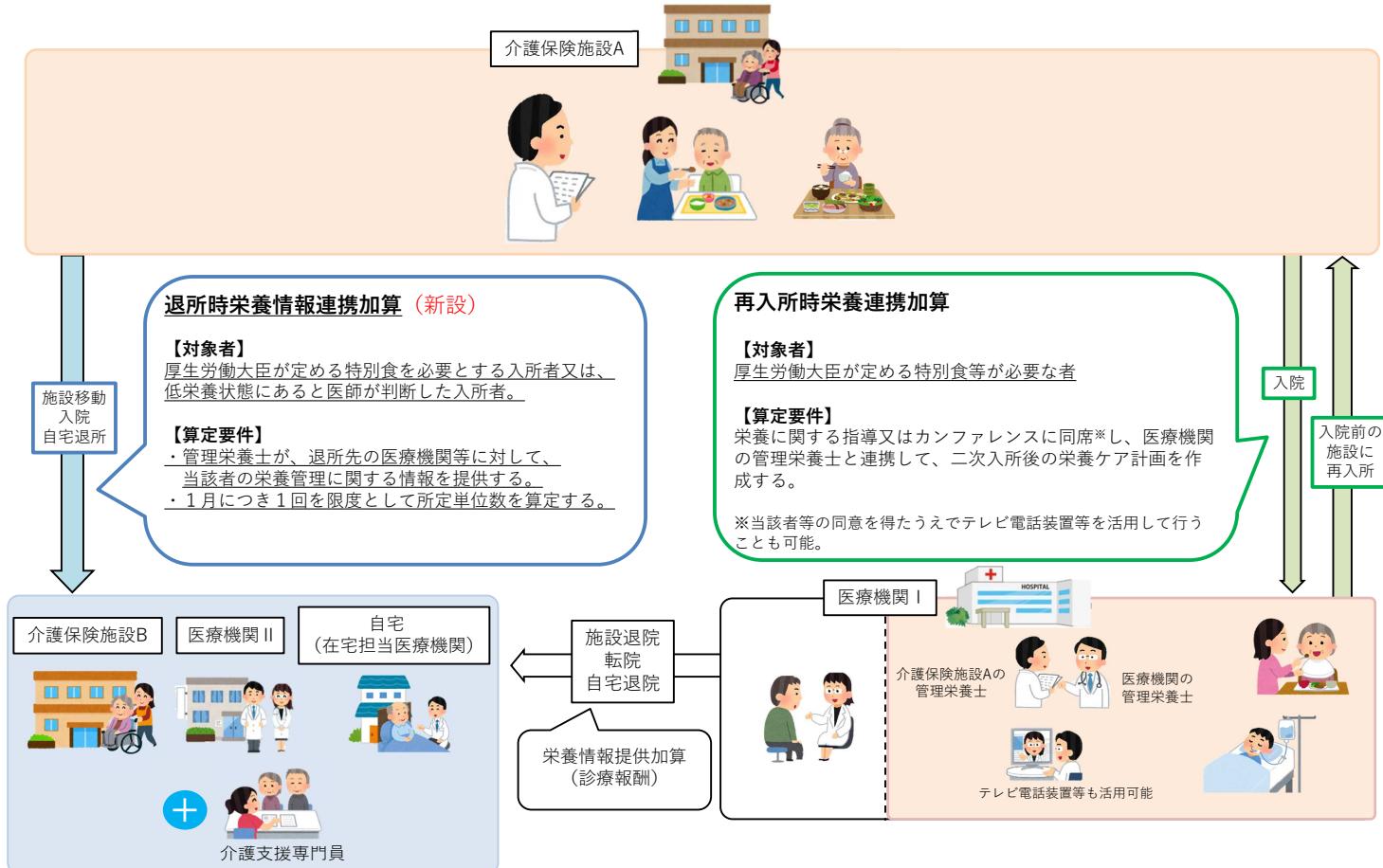
二次入所において必要となる栄養管理が、  
一次入所の際に必要としていた栄養管理  
とは大きく異なる者。

##### <改定後>

**厚生労働大臣が定める特別食※等を必要とする者。**



※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）



## 2. (2) ③ ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

### 概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。【省令改正】

## 2. (3) ① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。【通知改正】
  - イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。【通知改正】
  - ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

### 算定要件等

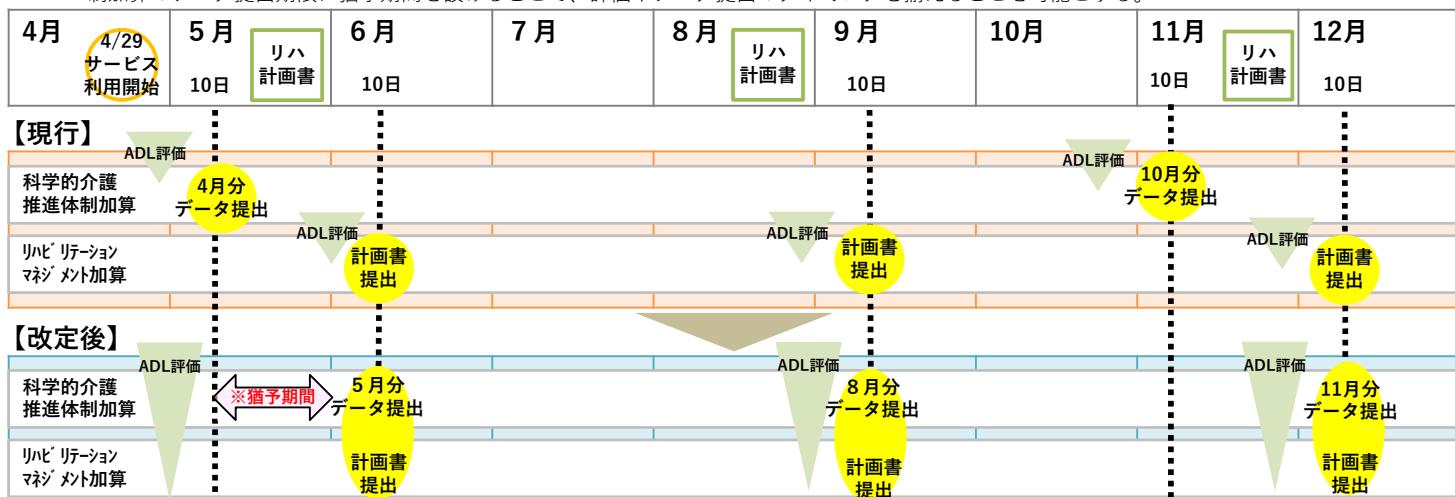
- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。  
<入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
  - ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共に通する項目の選択肢を統一化する
  - ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

### LIFEへのデータ提出頻度の見直し（イメージ）

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始後の計画策定期に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末よりサービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件下で、提出期限を猶予する。

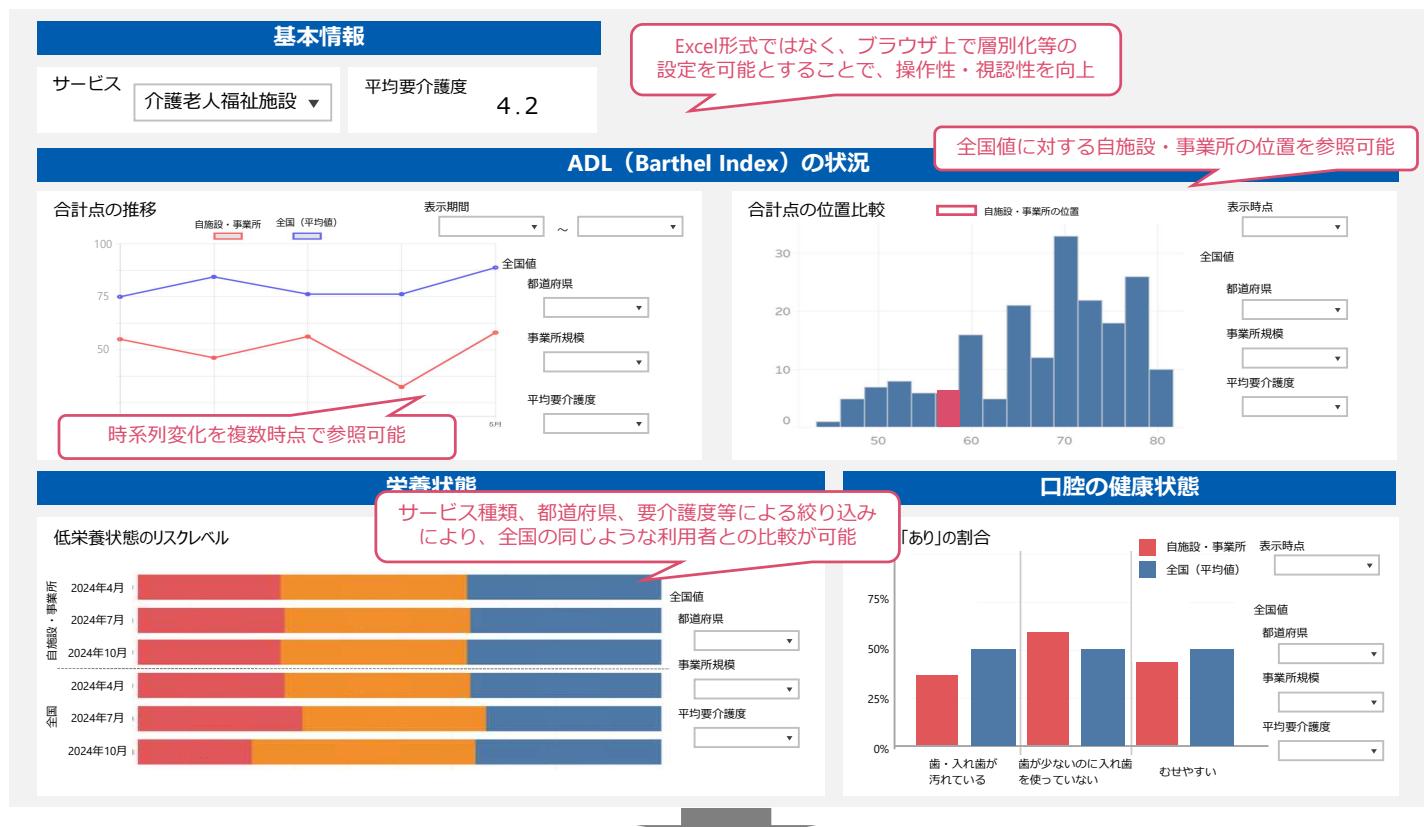
#### 例：同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

- ・ 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定期月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- ・ これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



(※) 一定の条件下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこととする。

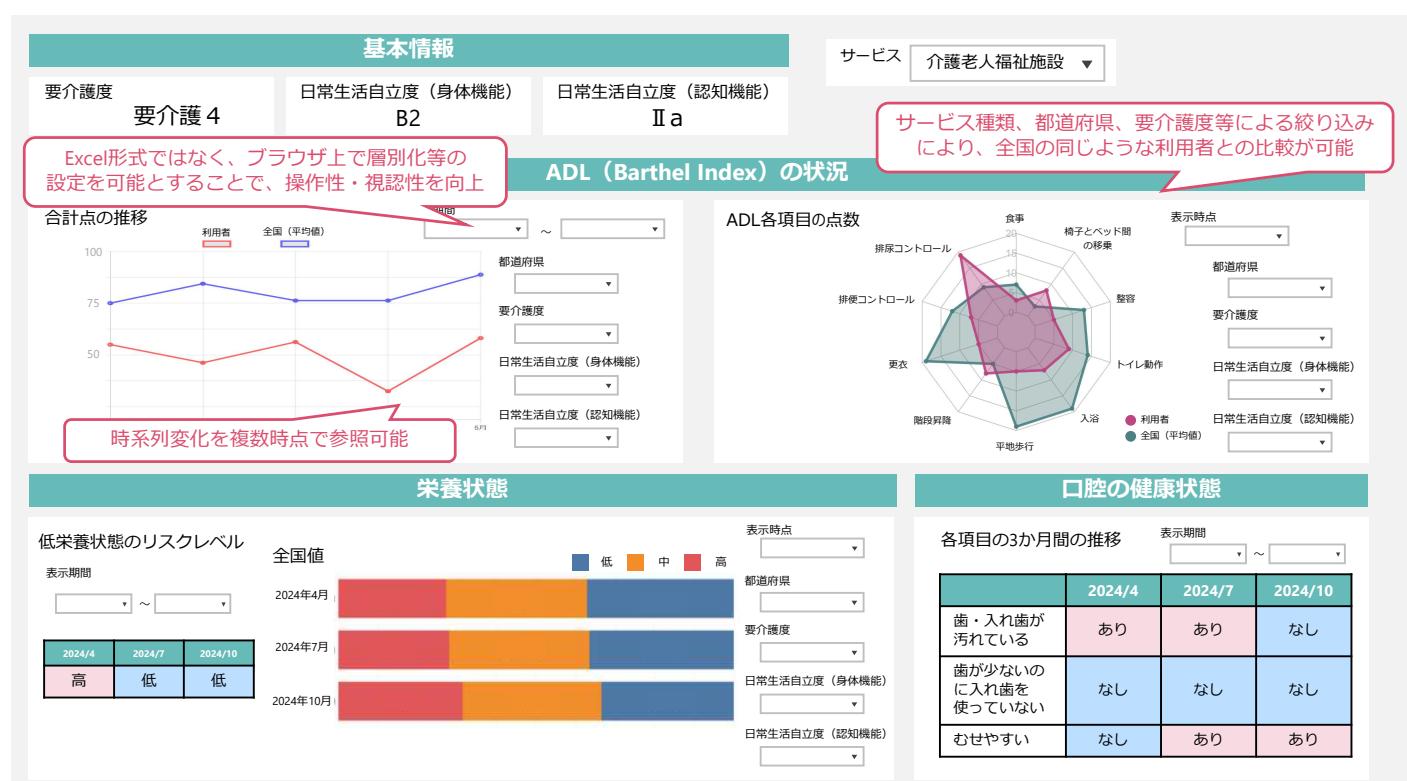
## LIFEのフィードバック見直しイメージ（事業所フィードバック）



各施設・事業所において実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、取組の効果や自施設・事業所の特徴の把握へ活用

99

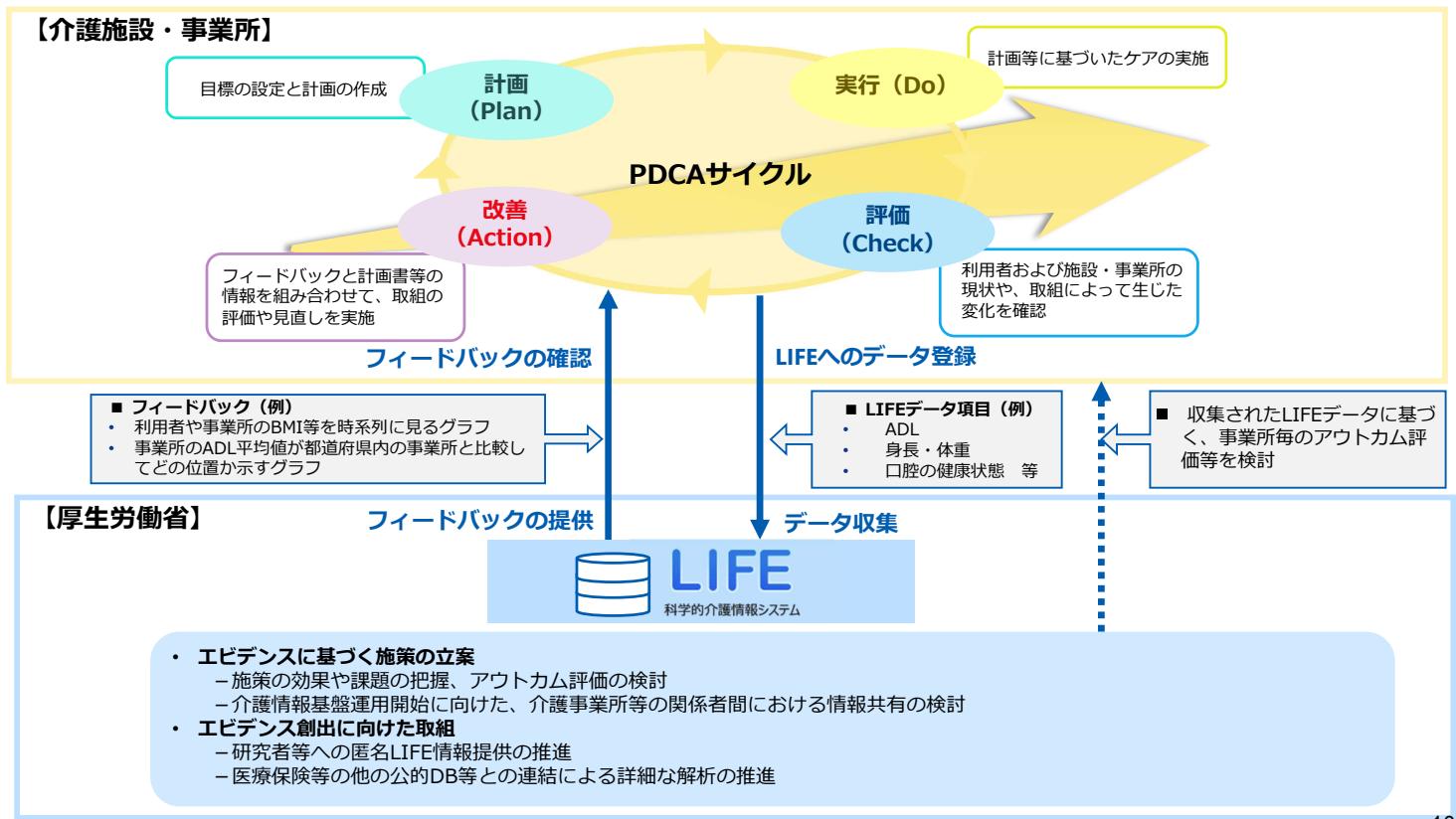
## LIFEのフィードバック見直しイメージ（利用者フィードバック）



各利用者に対して実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、取組の効果や利用者の特徴の把握へ活用

## LIFEを活用した取組イメージ

- 介護事業所においては、介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを推進する。LIFEで収集したデータも活用し、介護報酬制度を含めた施策の立案や介護DXの取組、アウトカム評価につながるエビデンス創出に向けたLIFEデータの研究利活用を推進する。



101

## 2. (3) ② 自立支援促進加算の見直し

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 自立支援促進加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。  
【通知改正】
  - イ LIFEへの初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】
  - ウ 医師の医学的評価を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。【告示改正】
  - エ 本加算に沿った取組に対する評価を持続的に行うため、事務負担の軽減を行いつつ評価の適正化を行う。  
【告示改正】

### 単位数

<現行>  
自立支援促進加算 300単位/月



<改定後>  
自立支援促進加算 **280**単位/月 (変更)  
(介護老人保健施設は300単位/月)

### 算定要件等

- **医学的評価の頻度**について、支援計画の見直し及びデータ提出の頻度と合わせ、**少なくとも「3月に1回」**へ見直すことで、事務負担の軽減を行う。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。  
<入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
  - ・**入力項目の定義の明確化や、他の加算と共にする項目の選択肢を統一化する。**
  - ・**同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする。**

## 2. (3) ③ アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し

### 概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組をより一層推進する観点から、ADL維持等加算(II)におけるADL利得の要件について、「2以上」を「3以上」と見直す。【告示改正】  
また、ADL利得の計算方法の簡素化を行う。【通知改正】

### 算定要件等

< ADL維持等加算 (I) >

- 以下の要件を満たすこと
  - イ 利用者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。
  - ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
  - ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

< ADL維持等加算 (II) >

- ADL維持等加算(I)のイとロの要件を満たすこと。
- 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。

< ADL維持等加算 (I) (II) について >

- 初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者の場合や他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者の場合のADL維持等加算利得の計算方法を簡素化。

103

## 2. (3) ④ アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し

### 概要

【看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 排せつ支援加算について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 排せつ状態の改善等についての評価に加え、尿道カテーテルの抜去についても新たに評価を行う。【告示改正】
  - イ 医師又は医師と連携した看護師による評価を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。【告示改正】
  - ウ 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共にしている項目の見直し等を実施。【通知改正】
  - エ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

### 算定要件等

- LIFE関連加算に共通した見直しを実施。

< 入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し >

- ・ 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共にする項目の選択肢を統一化する
- ・ 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

< 排せつ支援加算 (I) >

- 以下の要件を満たすこと。

- イ 排せつに介護をする入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。
- ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。
- ハ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

< 排せつ支援加算 (II) >

- 排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
  - ・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。
  - ・ 又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。
  - ・ 又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。

< 排せつ支援加算 (III) >

- 排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
  - ・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。
  - ・ 又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。
  - ・ かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

## 2. (3) ⑤ アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し

<b>概要</b>	【看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
○ 褥瘡マネジメント加算（介護医療院は褥瘡対策指導管理）について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。	
ア 施設入所時又は利用開始時に既に発生していた褥瘡が治癒したことについても評価を行う。【告示改正】	
イ 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。【通知改正】	
ウ 初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】	
<b>算定要件等</b>	
○ LIFE関連加算に共通した見直しを実施。 <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し> ・ <u>入力項目の定義の明確化や、他の加算と共に選択肢を統一化する</u> ・ <u>同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする</u>	
<褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）>	
○ 以下の要件を満たすこと。 イ <u>入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。</u> ロ <u>イの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</u> ハ <u>イの確認の結果、褥瘡が認められ、又はイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。</u> ニ 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。 ホ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。	
<褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）>	
○ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、 <u>褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は</u> 褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。	
<褥瘡対策指導管理（Ⅱ）>	
○ 褥瘡対策指導管理（Ⅰ）に係る基準を満たす介護医療院において、施設入所時の評価の結果、 <u>褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は</u> 褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。	

105

## 3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

<b>概要</b>	【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随时対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
○ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。	
○ 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。	
※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。	【告示改正】

単位数	※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。	介護職員等処遇改善加算			
		I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随时対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%	
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%	
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%	
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%	
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようになるとの激変緩和措置を講じる。

### 3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

#### 算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。  
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
[24.5%]	新加算 (介護職員等処遇改善加算)	I <b>新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(I) [6.3%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[22.4%]		II <b>新加算(III)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 →ターブとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(II) [4.2%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
[18.2%]		III <b>新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
[14.5%]		IV <b>新加算(IV)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分</b> ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(II) [10.0%] b. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算( I ~ IV )は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）

108

### 3. (2) ① テレワークの取扱い

#### 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★を除く。）】

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

### 3. (2) ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

#### 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

110

### 3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

#### 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。【告示改正】

#### 単位数

<現行>  
なし



<改定後>

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100単位/月（新設）  
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）10単位/月（新設）

### 3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

#### 算定要件等

##### 【生産性向上推進体制加算(Ⅰ)】(新設)

- (II) の要件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。  
注: 生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(II) のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、(II) の加算を取得せず、(I) の加算を取得することも可能である。

##### 【生産性向上推進体制加算(Ⅱ)】(新設)

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

(※1) 業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- (I)において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
  - ア 利用者のQOL等の変化(WHO-5等)
  - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
  - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
  - エ 心理的負担等の変化(SRS-18等)
  - オ 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査)
- (II)において求めるデータは、(I)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- (I)における業務改善の取組による成果が確認されていることは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。

(※2) 見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
  - ア 見守り機器
  - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
  - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一連的に支援するものに限る。)
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

112

### 3. (2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

#### 概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 就労開始から6月末満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生(以下「外国人介護職員」という。)については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月末満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

- ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。
  - イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。
- 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

#### 算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。)に係る事業を行なう者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



### 3. (3) ⑩ ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化

#### 概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- ユニット型施設において、引き続き利用者との「馴染みの関係」を維持しつつ、柔軟なサービス提供により、より良いケアを提供する観点から、職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、必要に応じてユニット間の勤務が可能であることを明確化する。【通知改正】

127

### 3. (3) ⑯ 小規模介護老人福祉施設の配置基準の見直し

#### 概要

【介護老人福祉施設】

- 離島・過疎地域に所在する定員30名の小規模介護老人福祉施設における効率的な人員配置を可能とする観点から、短期入所生活介護事業所等を併設する場合に、入所者等の処遇等が適切に行われる場合に限り、当該短期入所生活介護事業所等に生活相談員等を置かないことを可能とする。【省令改正】

#### 基準

離島・過疎地域（※1）に所在する定員30名の介護老人福祉施設に、短期入所生活介護事業所等が併設される場合、利用者の処遇が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準の緩和を認める。

- ①（介護予防）短期入所生活介護事業所が併設される場合、これらの事業所に置かないことができる人員
- ・ 医師（※2）
  - ・ 生活相談員
  - ・ 栄養士
  - ・ 機能訓練指導員

- ②（介護予防）通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所が併設される場合、これらの事業所に置かないことができる人員
- ・ 生活相談員
  - ・ 機能訓練指導員

- ③小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合に、介護老人福祉施設に置かないことができる人員
- ・ 介護支援専門員

※1 「離島・過疎地域」とは、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法に規定する離島・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域（みなじ過疎地域を含む。）をいう。

※2 （介護予防）短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われる場合に限る。

## 4. (2) ③ 経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護】

- 報酬体系の簡素化や報酬の均衡を図る観点から、離島・過疎地域以外に所在する経過的小規模介護老人福祉施設であって、他の介護老人福祉施設と一体的に運営されている場合は、介護老人福祉施設の基本報酬に統合する。また、同様の観点から、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、離島・過疎地域に所在する場合を除き、地域密着型介護老人福祉施設の基本報酬に統合する。その際、1年間の経過措置期間を設ける。

【告示改正】

### 算定要件等

<現行>

経過的小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準（抄）

- (1) 平成三十年三月三十一日までに指定を受けた、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設であること。

<改定後>

経過的小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準（抄）

- (1) 平成三十年三月三十一日までに指定を受けた、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設であること。  
(2) 離島又は過疎地域に所在すること又は離島又は過疎地域以外に所在し、かつ、他の指定介護老人福祉施設と併設されていないこと。

※「離島又は過疎地域」とは、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法に規定する離島、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域（みなし過疎地域を含む。）をいう。

144

## 5. ⑦ 基準費用額（居住費）の見直し

### 概要

【短期入所系サービス★、施設系サービス】

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円/日引き上げる。【告示改正】  
○ 基準費用額（居住費）を下記のとおり見直す。  
○ 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

### 単位数

【基準費用額（居住費）】

<現行>

<改定後>

多床室（特養等）	855円	915円
多床室（老健・医療院等）	377円	437円
従来型個室（特養等）	1,171円	1,231円
従来型個室（老健・医療院等）	1,668円	1,728円
ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円
ユニット型個室	2,006円	2,066円

## 補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。 預貯金額（夫婦の場合）（※）
負担軽減の 対象となる 所得者	第1段階	・生活保護受給者	要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円超～120万円以下	500万円（1,500万円）以下
	第4段階	・年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者			

基準費用額 (日額(月額))			負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等 (日額) 【】はショートステイの場合			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,445円（4.4万円）		300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室の多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）

156

## 補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。 預貯金額（夫婦の場合）（※）
負担軽減の 対象となる 所得者	第1段階	・生活保護受給者	要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円超～120万円以下	500万円（1,500万円）以下
	第4段階	・年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者			

基準費用額 (日額(月額))			負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等 (日額) 【】はショートステイの場合			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,445円（4.4万円）		300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）
	老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室の多床室	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室	2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

### 3. (1)短期入所生活介護

#### 改定事項

- 短期入所生活介護 基本報酬
- ① 1(4)⑤短期入所生活介護における看取り対応体制の強化
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)⑯訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★
- ⑥ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化★
- ⑬ 4(1)③短期入所生活介護における長期利用の適正化★

203

### 短期入所生活介護 基本報酬

#### 単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

単独型・従来型個室	<現行>	<改定後>	併設型・従来型個室	<現行>	<改定後>
要支援1	474単位	479単位	要支援1	446単位	451単位
要支援2	589単位	596単位	要支援2	555単位	561単位
要介護1	638単位	645単位	要介護1	596単位	603単位
要介護2	707単位	715単位	要介護2	665単位	672単位
要介護3	778単位	787単位	要介護3	737単位	745単位
要介護4	847単位	856単位	要介護4	806単位	815単位
要介護5	916単位	926単位	要介護5	874単位	884単位

単独型・ユニット型個室	<現行>	<改定後>	併設型・ユニット型個室	<現行>	<改定後>
要支援1	555単位	561単位	要支援1	523単位	529単位
要支援2	674単位	681単位	要支援2	649単位	656単位
要介護1	738単位	746単位	要介護1	696単位	704単位
要介護2	806単位	815単位	要介護2	764単位	772単位
要介護3	881単位	891単位	要介護3	838単位	847単位
要介護4	949単位	959単位	要介護4	908単位	918単位
要介護5	1,017単位	1,028単位	要介護5	976単位	987単位

## 1. (4) ⑤ 短期入所生活介護における看取り対応体制の強化

### 概要

#### 【短期入所生活介護】

- 短期入所生活介護について、看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

### 単位数

<現行>  
なし



<改定後>  
**看取り連携体制加算 64単位/日 (新設)**  
※死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度

### 算定要件等

- 次のいずれかに該当すること。**(新設)**  
(1) 看護体制加算(II)又は(IV)イ若しくは口を算定していること。  
(2) 看護体制加算(I)又は(III)イ若しくは口を算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。  
○ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。

41

## 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

### 概要

#### 【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

### 単位数

<現行>  
なし



<改定後>  
**業務継続計画未実施減算**  
**施設・居住系サービス** 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 **(新設)**  
**その他のサービス** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 **(新設)**

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

### 算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合 **(新設)**
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31までの間、減算を適用しない。

○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

## 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

### 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

### 単位数

<現行>



<改定後>

なし

**高齢者虐待防止措置未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 **(新設)**

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

### 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 **(新設)**
  - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

49

## 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

### 算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

## 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

### 概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
  - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

### 基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
  - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

## 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

### 単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>  
なし



<改定後>

**身体拘束廃止未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

### 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

## 2. (1) ⑯ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

### 概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。

【告示改正】

### 単位数

<現行>  
なし



<改定後>

**口腔連携強化加算** 50単位/回 (新設)  
※1月に1回に限り算定可能

### 算定要件等

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。 (新設)
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



81

## 2. (2) ③ ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

### 概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。 【省令改正】

### 3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
  - 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

#### 単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようすることなどの激変緩和措置を講じる。

### 3. (1) ② 介護職員の処遇改善②

#### 算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
  - 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
- ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
【24.5%】 新加算（介護職員等処遇改善加算）	I 新加算（II）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a. 処遇改善加算（I） [13.7%] b. 特定処遇加算（I） [6.3%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】	II 新加算（III）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 →ターネーとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（I） [13.7%] b. 特定処遇加算（II） [4.2%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】	III 新加算（IV）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（I） [13.7%] b. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】	IV 新加算（IV）の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（II） [10.0%] b. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算（I～IV）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）

### 3. (2) ① テレワークの取扱い

#### 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★を除く。）】

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

109

### 3. (2) ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

#### 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

110

### 3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

#### 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。【告示改正】

#### 単位数

<現行>  
なし

<改定後>

生産性向上推進体制加算 (I) 100単位/月 (新設)  
生産性向上推進体制加算 (II) 10単位/月 (新設)

111

### 3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

#### 算定要件等

##### 【生産性向上推進体制加算 (I)】(新設)

- (II) の要件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。  
注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(II) のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、(II) の加算を取得せず、(I) の加算を取得することも可能である。

##### 【生産性向上推進体制加算 (II)】(新設)

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

(※1) 業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- (I)において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
  - ア 利用者のQOL等の変化（WHO-5等）
  - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
  - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
  - エ 心理的負担等の変化（SRS-18等）
  - オ 機器の導入による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）
- (II)において求めるデータは、(I)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- (I)における業務改善の取組による成果が確認されていることは、ケアの質が確保（アが維持又は向上）された上で、職員の業務負担の軽減（イが短縮、ウが維持又は向上）が確認されることをいう。

(※2) 見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
  - ア 見守り機器
  - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
  - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一括的に支援するものに限る。）
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

### 3.(2)⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

#### 概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 就労開始から6月末満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生（以下「外国人介護職員」という。）については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月末満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

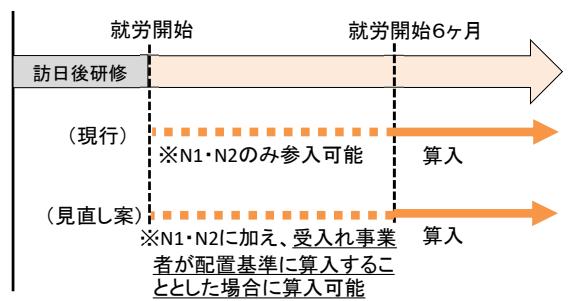
イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。

併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

#### 算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行なう者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



118

### 3.(3)⑩ ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化

#### 概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- ユニット型施設において、引き続き利用者との「馴染みの関係」を維持しつつ、柔軟なサービス提供により、より良いケアを提供する観点から、職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、必要に応じてユニット間の勤務が可能であることを明確化する。【通知改正】

127

## 4. (1) ③ 短期入所生活介護における長期利用の適正化

### 概要

#### 【短期入所生活介護★】

- 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護における長期利用について、長期利用の適正化を図り、サービスの目的に応じた利用を促す観点から、施設入所と同等の利用形態となる場合、施設入所の報酬単位との均衡を図ることとする。【告示改正】

### 単位数

- 短期入所生活介護

<改定後>

(要介護 3 の場合)	単独型	併設型	単独型ユニット型	併設型ユニット型
基本報酬	787単位	745単位	891単位	847単位
長期利用者減算適用後 (31日～60日)	757単位	715単位	861単位	817単位
長期利用の適正化 (61日以降) (新設)	732単位	715単位	815単位	815単位
(参考) 介護老人福祉施設	732単位		815単位	

※ 長期利用について、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数とする。(併設型は、すでに長期利用者に対する減算によって介護福祉施設サービス費以下の単位数となっていることから、さらなる単位数の減は行わない。)

- 介護予防短期入所生活介護 (新設)

<改定後>

- 要支援 1 (ユニット型) 介護予防短期入所生活介護費について (ユニット型) 介護福祉施設サービス費の要介護 1 の単位数の100分の75に相当する単位数を算定する。
- 要支援 2 (ユニット型) 介護予防短期入所生活介護費について (ユニット型) 介護福祉施設サービス費の要介護 1 の単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。

### 算定要件等

- 短期入所生活介護 連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者

- 介護予防短期入所生活介護 連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している利用者

## 5. ⑦ 基準費用額（居住費）の見直し

### 概要

#### 【短期入所系サービス★、施設系サービス】

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円/日引き上げる。【告示改正】
- 基準費用額（居住費）を下記のとおり見直す。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

### 単位数

#### 【基準費用額（居住費）】

<現行>

<改定後>

多床室（特養等）	855円	915円
多床室（老健・医療院等）	377円	437円
従来型個室（特養等）	1,171円	1,231円
従来型個室（老健・医療院等）	1,668円	1,728円
ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円
ユニット型個室	2,006円	2,066円



## 補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。 預貯金額（夫婦の場合）（※）
負担軽減の 対象となる 所得者	第1段階	・生活保護受給者	要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円超～120万円以下	500万円（1,500万円）以下
	第4段階	・年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者			

基準費用額 (日額(月額))			負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等 (日額) 【】はショートステイの場合			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,445円（4.4万円）		300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室の多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）

156

## 補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。 預貯金額（夫婦の場合）（※）
負担軽減の 対象となる 所得者	第1段階	・生活保護受給者	要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円超～120万円以下	500万円（1,500万円）以下
	第4段階	・年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者			

基準費用額 (日額(月額))			負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等 (日額) 【】はショートステイの場合			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,445円（4.4万円）		300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）
	老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室の多床室	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室	2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

## 介護報酬の算定構造

### 介護サービス

:令和6年4月改定箇所

#### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費

#### 二 (削除)

- 木 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

#### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

##### 居宅介護支援費

#### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

## 1 介護福祉施設サービス

## 介護報酬の算定構造

### 地域密着型サービス

[ ] : 令和6年4月改定箇所

#### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
- 8 複合型サービス費

#### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## 介護報酬の算定構造

### 介護サービス

:令和6年4月改定箇所

#### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費

#### 二 (削除)

- 木 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

#### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

##### 居宅介護支援費

#### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

## 8 短期入所生活介護費

## 介護報酬の算定構造

### 介護予防サービス

[ ] : 令和6年4月改定箇所

#### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

#### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

## 6 介護予防短期入所生活介護費

「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※業務振替計画未実施は減算については、候補選の手当及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない

2023-05-15 10:00:00 ~ 2023-05-15 10:00:00 (JST) | ハードルマスター | ハードルマスター

## 介護報酬の算定構造

### 介護サービス

[ ] : 令和6年6月改定箇所

#### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
  - 2 訪問入浴介護費
  - 3 訪問看護費
  - 4 訪問リハビリテーション費
  - 5 居宅療養管理指導費
  - 6 通所介護費
  - 7 通所リハビリテーション費
  - 8 短期入所生活介護費
  - 9 短期入所療養介護費
    - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
    - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
    - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - 二 (削除)
  - 木 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費  
11 福祉用具貸与費

#### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

##### 居宅介護支援費

#### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス



## 介護報酬の算定構造

### 地域密着型サービス

[ ] : 令和6年6月改定箇所

#### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
- 8 複合型サービス費

#### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

## 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分											
① 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (1日×10)	(1) 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 <地域密着度>  (2) 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 <地域密着度>								1回につき +20個位	1回につき +40個位	1回につき +5個位
② ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 <ユニット密着度>	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 <ユニット密着度>  (2) 選択的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 <ユニット密着度>							1回につき +40個位	1回につき +40個位	1回につき +5個位	
③ 選択的地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 <地域密着度>	(1) 選択的地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 <地域密着度>  (2) 選択的地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 <地域密着度>							1回につき +30個位	1回につき +33個位	1回につき +5個位	+12個位
④ 他の地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護 (1日×10)	(1) 選択的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 <ユニット密着度>  (2) 選択的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 <ユニット密着度>							1回につき +40個位	1回につき +40個位	1回につき +20個位	1回につき +20個位
⑤ 他の地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護 (1日×10)											
⑥ その他											
⑦ 全般的支援度合											
⑧ 地域密着度合											
⑨ 地域密着度合(1)											
⑩ 地域密着度合(2)											
⑪ 地域密着度合(3)											
⑫ 地域密着度合(4)											
⑬ 地域密着度合(5)											
⑭ 地域密着度合(6)											
⑮ 地域密着度合(7)											
⑯ 地域密着度合(8)											
⑰ 地域密着度合(9)											
⑱ 地域密着度合(10)											
⑲ 地域密着度合(11)											
⑳ 地域密着度合(12)											
㉑ 地域密着度合(13)											
㉒ 地域密着度合(14)											
㉓ 地域密着度合(15)											
㉔ 地域密着度合(16)											
㉕ 地域密着度合(17)											
㉖ 地域密着度合(18)											
㉗ 地域密着度合(19)											
㉘ 地域密着度合(20)											
㉙ 地域密着度合(21)											
㉚ 地域密着度合(22)											
㉛ 地域密着度合(23)											
㉜ 地域密着度合(24)											
㉝ 地域密着度合(25)											
㉞ 地域密着度合(26)											
㉟ 地域密着度合(27)											
㉟ 地域密着度合(28)											
㉟ 地域密着度合(29)											
㉟ 地域密着度合(30)											
㉟ 地域密着度合(31)											
㉟ 地域密着度合(32)											
㉟ 地域密着度合(33)											
㉟ 地域密着度合(34)											
㉟ 地域密着度合(35)											
㉟ 地域密着度合(36)											
㉟ 地域密着度合(37)											
㉟ 地域密着度合(38)											
㉟ 地域密着度合(39)											
㉟ 地域密着度合(40)											
㉟ 地域密着度合(41)											
㉟ 地域密着度合(42)											
㉟ 地域密着度合(43)											
㉟ 地域密着度合(44)											
㉟ 地域密着度合(45)											
㉟ 地域密着度合(46)											
㉟ 地域密着度合(47)											
㉟ 地域密着度合(48)											
㉟ 地域密着度合(49)											
㉟ 地域密着度合(50)											
㉟ 地域密着度合(51)											
㉟ 地域密着度合(52)											
㉟ 地域密着度合(53)											
㉟ 地域密着度合(54)											
㉟ 地域密着度合(55)											
㉟ 地域密着度合(56)											
㉟ 地域密着度合(57)											
㉟ 地域密着度合(58)											
㉟ 地域密着度合(59)											
㉟ 地域密着度合(60)											
㉟ 地域密着度合(61)											
㉟ 地域密着度合(62)											
㉟ 地域密着度合(63)											
㉟ 地域密着度合(64)											
㉟ 地域密着度合(65)											
㉟ 地域密着度合(66)											
㉟ 地域密着度合(67)											
㉟ 地域密着度合(68)											
㉟ 地域密着度合(69)											
㉟ 地域密着度合(70)											
㉟ 地域密着度合(71)											
㉟ 地域密着度合(72)											
㉟ 地域密着度合(73)											
㉟ 地域密着度合(74)											
㉟ 地域密着度合(75)											
㉟ 地域密着度合(76)											
㉟ 地域密着度合(77)											
㉟ 地域密着度合(78)											
㉟ 地域密着度合(79)											
㉟ 地域密着度合(80)											
㉟ 地域密着度合(81)											
㉟ 地域密着度合(82)											
㉟ 地域密着度合(83)											
㉟ 地域密着度合(84)											
㉟ 地域密着度合(85)											
㉟ 地域密着度合(86)											
㉟ 地域密着度合(87)											
㉟ 地域密着度合(88)											
㉟ 地域密着度合(89)											
㉟ 地域密着度合(90)											
㉟ 地域密着度合(91)											
㉟ 地域密着度合(92)											
㉟ 地域密着度合(93)											
㉟ 地域密着度合(94)											
㉟ 地域密着度合(95)											
㉟ 地域密着度合(96)											
㉟ 地域密着度合(97)											
㉟ 地域密着度合(98)											
㉟ 地域密着度合(99)											
㉟ 地域密着度合(100)											
㉟ 地域密着度合(101)											
㉟ 地域密着度合(102)											
㉟ 地域密着度合(103)											
㉟ 地域密着度合(104)											
㉟ 地域密着度合(105)											
㉟ 地域密着度合(106)											
㉟ 地域密着度合(107)											
㉟ 地域密着度合(108)											
㉟ 地域密着度合(109)											
㉟ 地域密着度合(110)											
㉟ 地域密着度合(111)											
㉟ 地域密着度合(112)											
㉟ 地域密着度合(113)											
㉟ 地域密着度合(114)											
㉟ 地域密着度合(115)											
㉟ 地域密着度合(116)											
㉟ 地域密着度合(117)											
㉟ 地域密着度合(118)											
㉟ 地域密着度合(119)											
㉟ 地域密着度合(120)											
㉟ 地域密着度合(121)											
㉟ 地域密着度合(122)											
㉟ 地域密着度合(123)											
㉟ 地域密着度合(124)											
㉟ 地域密着度合(125)											
㉟ 地域密着度合(126)											
㉟ 地域密着度合(127)											
㉟ 地域密着度合(128)											
㉟ 地域密着度合(129)											
㉟ 地域密着度合(130)											
㉟ 地域密着度合(131)											
㉟ 地域密着度合(132)											
㉟ 地域密着度合(133)											
㉟ 地域密着度合(134)											
㉟ 地域密着度合(135)											
㉟ 地域密着度合(136)											
㉟ 地域密着度合(137)											
㉟ 地域密着度合(138)											
㉟ 地域密着度合(139)											
㉟ 地域密着度合(140)											
㉟ 地域密着度合(141)											
㉟ 地域密着度合(142)											
㉟ 地域密着度合(143)											
㉟ 地域密着度合(144)											
㉟ 地域密着度合(145)											
㉟ 地域密着度合(146)											
㉟ 地域密着度合(147)											
㉟ 地域密着度合(148)											
㉟ 地域密着度合(149)			</td								

## 介護報酬の算定構造

### 介護サービス

[ ] : 令和6年6月改定箇所

#### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
  - 2 訪問入浴介護費
  - 3 訪問看護費
  - 4 訪問リハビリテーション費
  - 5 居宅療養管理指導費
  - 6 通所介護費
  - 7 通所リハビリテーション費
  - 8 短期入所生活介護費
  - 9 短期入所療養介護費
    - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
    - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
    - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - 二 (削除)
  - 木 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費  
11 福祉用具貸与費

#### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

##### 居宅介護支援費

#### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

## 8 短期入所生活介護費

「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等待遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

\* 対象施設の統計画は未確定算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない

介膜

## 介護報酬の算定構造

### 介護予防サービス

[ ] : 令和6年6月改定箇所

#### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- ニ (削除)
- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

#### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

##### 介護予防支援費

## 6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		連続31日以上介護予防短期入所生活介護費を行った場合	労働を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及びその勤務条件基準を満たさない場合は、又は	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合は、又は	身体障害者手帳未実施減算	高齢者虐待止未実施減算	業務用統計尚未策定減算	生徒指導等で行う場合	生活機能向上達成加算(Ⅱ)	生活機能向上達成加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算	認知症行動心理状況改善対応加算	若年性認知症対応加算
イ 介護予防短期入所生活介護費(1回につき)	(1) 基本型 介護予防短期入所生活介護費	(一) 基本型介護予防短期入所生活介護費(1) (多段差額)	要支援1 ( 479 単位) 要支援2 ( 596 単位)	442単位										
	(2) 併設型 介護予防短期入所生活介護費	(二) 基本型介護予防短期入所生活介護費(2) (多段差額)	要支援1 ( 479 単位) 要支援2 ( 596 単位)	442単位										
ロ ユニット型 介護予防短期入所生活介護費(1回につき)	(1) 基本型 ユニット型 介護予防短期入所生活介護費	(一) 基本型介護予防短期入所生活介護費(1) (多段差額)	要支援1 ( 451 单位) 要支援2 ( 561 单位)	442単位	x97/100	x70/100	x70/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定期間入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に1回を限度)	
	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期入所生活介護費	(二) 基本型介護予防短期入所生活介護費(2) (多段差額)	要支援1 ( 451 单位) 要支援2 ( 561 单位)	442単位										
ハ 口腔連携強化加算		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))												
ニ 養食費加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
ホ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)												
△ 生産性向上推進体制加算		(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)												
△ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(1) (1月につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(2) (1月につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(3) (1月につき 6単位を加算)												
チ の障害者自立支援費(1回につき)		(1) の障害者自立支援費(1) (1回につき 100単位 ×149/1000)	主な支給は、かかるまでに認定した単位数 の支給											
		(2) の障害者自立支援費(2) (1回につき 100単位 ×139/1000)												
		(3) の障害者自立支援費(3) (1回につき 100単位 ×113/1000)												
		(4) の障害者自立支援費(4) (1回につき 100単位 ×90/1000)												
		(5) の障害者自立支援費(5) (1回につき 100単位 ×77/1000)												
		(6) の障害者自立支援費(6) (1回につき 100単位 ×64/1000)												
		(7) の障害者自立支援費(7) (1回につき 100単位 ×52/1000)												
		(8) の障害者自立支援費(8) (1回につき 100単位 ×40/1000)												
		(9) の障害者自立支援費(9) (1回につき 100単位 ×28/1000)												
		(10) の障害者自立支援費(10) (1回につき 100単位 ×17/1000)												
		(11) の障害者自立支援費(11) (1回につき 100単位 ×9/1000)												
		(12) の障害者自立支援費(12) (1回につき 100単位 ×7/1000)												
		(13) の障害者自立支援費(13) (1回につき 100単位 ×5/1000)												
		(14) の障害者自立支援費(14) (1回につき 100単位 ×3/1000)												
		(15) の障害者自立支援費(15) (1回につき 100単位 ×1/1000)												
		(16) の障害者自立支援費(16) (1回につき 100単位 ×97/1000)												
		(17) の障害者自立支援費(17) (1回につき 100単位 ×90/1000)												
		(18) の障害者自立支援費(18) (1回につき 100単位 ×87/1000)												
		(19) の障害者自立支援費(19) (1回につき 100単位 ×85/1000)												
		(20) の障害者自立支援費(20) (1回につき 100単位 ×83/1000)												
		(21) の障害者自立支援費(21) (1回につき 100単位 ×81/1000)												
		(22) の障害者自立支援費(22) (1回につき 100単位 ×79/1000)												
		(23) の障害者自立支援費(23) (1回につき 100単位 ×77/1000)												
		(24) の障害者自立支援費(24) (1回につき 100単位 ×74/1000)												
		(25) の障害者自立支援費(25) (1回につき 100単位 ×71/1000)												
		(26) の障害者自立支援費(26) (1回につき 100単位 ×69/1000)												
		(27) の障害者自立支援費(27) (1回につき 100単位 ×67/1000)												
		(28) の障害者自立支援費(28) (1回につき 100単位 ×65/1000)												
		(29) の障害者自立支援費(29) (1回につき 100単位 ×63/1000)												
		(30) の障害者自立支援費(30) (1回につき 100単位 ×61/1000)												
		(31) の障害者自立支援費(31) (1回につき 100単位 ×59/1000)												
		(32) の障害者自立支援費(32) (1回につき 100単位 ×57/1000)												
		(33) の障害者自立支援費(33) (1回につき 100単位 ×55/1000)												
		(34) の障害者自立支援費(34) (1回につき 100単位 ×53/1000)												
		(35) の障害者自立支援費(35) (1回につき 100単位 ×51/1000)												
		(36) の障害者自立支援費(36) (1回につき 100単位 ×49/1000)												
		(37) の障害者自立支援費(37) (1回につき 100単位 ×47/1000)												

\* サービス提供体制強化加算と⑩「介護職員等効率改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束防止未実施算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務統計計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ ⑫「介護職員等効率改善加算(Ⅱ)」は、令和7年3月31日以降も算定可能。

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

:令和6年4月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年（2024年）2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他	該 当 す る	体 制 等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通		地域区分		<input type="checkbox"/> 1 1級地 <input type="checkbox"/> 2 2級地 <input type="checkbox"/> 3 3級地 <input type="checkbox"/> 4 4級地 <input type="checkbox"/> 5 5級地 <input type="checkbox"/> 6 6級地 <input type="checkbox"/> 7 7級地 <input type="checkbox"/> 8 8級地 <input type="checkbox"/> 9 9級地 <input type="checkbox"/> 0 その他			
□ 51 介護福祉施設サービス	□ 1 介護福祉施設 □ 2 経適の小規模介護福祉施設 □ 3 ユニット型介護福祉施設 □ 4 経適のユニット型小規模介護福祉施設						
			夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 2 対応不可	<input type="checkbox"/> 6 減算型 <input type="checkbox"/> 7 介護職員 <input type="checkbox"/> 8 介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 対応不可	<input type="checkbox"/> 3 介護職員 <input type="checkbox"/> 4 介護支援専門員		
			ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可			
			身体拘束禁止取組の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型			
			安全管理体制	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型			
			高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型			
			業務負担計画策定の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型			
			栄養ケア・マネジメントの実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			日常生活継続支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			テクノロジーの導入 (次期職員配置等加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			看護体制加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			看護体制加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			夜勤勤員配置加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ			
			テクノロジーの導入 (次期職員配置等加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可			
			生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ			
			個別的訓練体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ・3 加算Ⅱ・4 加算Ⅲ・5 加算Ⅳ			
			ADL維持等加算(申出)の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			若年性認知症入院者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			専門的医師配置	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			精神科医師定期的療養指導	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			障害者生活支援体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ			
			栄養マネジメント強化体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			栄養食加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			配置医師緊急時対応加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			看取り介護体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ			
			在宅・入所相互利用体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可			
			認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ			
			認知症専門ケア標準加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ			
			褥瘡マネジメント加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			排せき支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			自立支援促進加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			安全対策体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			高齢者認知症対策向加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			高齢者施設等感動対策向加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			
			牛乳等向加算体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ			
			サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ			
			介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ			
			介護職員等ベースアップ支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり			

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

:令和6年6月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年（2024年）2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号	

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通		地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1級地 <input type="checkbox"/> 6 2級地 <input type="checkbox"/> 7 3級地 <input type="checkbox"/> 2 4級地 <input type="checkbox"/> 3 5級地 <input type="checkbox"/> 4 6級地 <input type="checkbox"/> 9 7級地 <input type="checkbox"/> 5 その他		
□ 51 介護福祉施設サービス	□ 1 介護福祉施設 □ 2 経過の小規模介護福祉施設 □ 3 ユニット型介護福祉施設 □ 4 経過のユニット型小規模介護福祉施設	夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 6 減算型	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 対応不可 <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 2 あり <input type="checkbox"/> 2 対応可 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 3 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 4 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 5 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 6 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 7 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 8 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 9 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 10 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 11 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 12 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 13 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 14 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 15 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 16 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 17 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 18 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 19 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 20 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 21 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 22 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 23 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 24 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 25 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 26 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 27 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 28 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 29 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 30 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 31 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 32 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 33 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 34 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 35 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 36 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 37 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 38 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 39 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 40 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 41 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 42 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 43 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 44 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 <input type="checkbox"/> 45 あり <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり


介護職員等処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 未加算	<input type="checkbox"/> 半加算	<input type="checkbox"/> 全加算	<input type="checkbox"/> 7 加算
	<input type="checkbox"/> 8 加算	<input type="checkbox"/> 9 加算	<input type="checkbox"/> A 加算	<input type="checkbox"/> B 加算	(1)
	C 加算V(2)	D 加算V(3)	E 加算V(4)	F 加算V(5)	
	G 加算V(6)	H 加算V(7)	J 加算V(8)	K 加算V(9)	
	L 加算V(10)	M 加算V(11)	N 加算V(12)	P 加算V(13)	
	R 加算V(14)				
介護職員等ベースアップ等支給	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 未支給	<input type="checkbox"/> 半支給		

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）

：令和6年4月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年（2024年）2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得ることであることを御了知くださいますようお願いします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)

事業所番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通		地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1級地 <input type="checkbox"/> 6 2級地 <input type="checkbox"/> 7 3級地 <input type="checkbox"/> 2 4級地 <input type="checkbox"/> 3 5級地 <input type="checkbox"/> 4 6級地 <input type="checkbox"/> 9 7級地 <input type="checkbox"/> 5 その他		
		夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 6 減算型		
		職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり
		ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可		
		身体拘束防止取組の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型		
		安全管理体制	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型		
		看護師統計簿開示の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型		
		栄養ケア、マネジメントの実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		日常生活継続支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		テクノロジー導入(日常生活継続支援加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		看護師制加算I	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		看護師制加算II	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		夜勤職員配置加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算I・加算II <input type="checkbox"/> 3 加算III・加算IV		
		テクノロジー導入(夜勤職員配置加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		準ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可		
		生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算I <input type="checkbox"/> 2 加算II		
		個別的訓練加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算I・3加算II <input type="checkbox"/> 4加算III <input type="checkbox"/> 5加算IV		
		(ADL維持等加算(申出)の有無)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		若年性認知症入所者受け入れ加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		常勤看護師配置	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		精神科医師定期的療養指導	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		障害者生活支援体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算I <input type="checkbox"/> 3 加算II		
		栄養マネジメント強化体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		療養食加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		配置看護師緊急時対応加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		看取り介護体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算I <input type="checkbox"/> 3 加算II		
		在宅・入所相互通用体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可		
		小規模拠点集会体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算I <input type="checkbox"/> 3 加算II		
		認知症ターミナルケア推進加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算I <input type="checkbox"/> 3 加算II		
		地域マネジメント加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		掛け声支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		自立支援促進加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		料理的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		安全対策体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		高齢者照護等効率対策向上加算I	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		高齢者照護等効率対策向上加算II	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		生産性向上推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算I <input type="checkbox"/> 3 加算II		
		サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算I <input type="checkbox"/> 5 加算II <input type="checkbox"/> 7 加算III		
		介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算I <input type="checkbox"/> 5 加算II <input type="checkbox"/> 2 2加算III		

介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算I <input type="checkbox"/> 3 加算II
介護職員等ベースアップ支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

:令和6年6月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年（2024年）2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

(別紙1-3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

事業所番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等	LIFEへの登錄	割引	
各サービス共通		地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1級地 <input type="checkbox"/> 6 2級地 <input type="checkbox"/> 7 3級地 <input type="checkbox"/> 2 4級地 <input type="checkbox"/> 3 5級地 <input type="checkbox"/> 4 6級地 <input type="checkbox"/> 9 7級地 <input type="checkbox"/> 5 その他			
□ 54 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	□ 1 地域密着型介護老人福祉設□ 2 サテライト型地域密着型介護老人福祉施設□ 3 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設□ 4 サテライト型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設	□ 1 経過的施設以外□ 2 経過的施設	夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 6 減算型		
			職員の賃員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり
			ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可		
			身体拘束防止取組の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型		
			安全管理体制	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型		
			高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型		
			業務経営計画策定の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型		
			栄養ケア・マネジメントの実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			日常生活継続支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			看護体制加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			看護体制加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			夜勤職員配置加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ		
			テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			準ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可		
			生活環境向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ		
			個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅲ		
			ADL介助等加算（申出）の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			若年性認知症入所者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			常勤看護師配置	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			精神科医師定期的療養指導	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			障害者生活支援体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			栄養マネジメント強化体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			療養食加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			配置医師緊急時対応加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			要取り介護体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			在宅・入所相互利用体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可		
			小規模拠点集合体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			認知症チームケア推進加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			療養マネジメント加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			接せつ支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			自立支援促進加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			安全対応体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			痴呆者対応等感染対策向上加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			生産性向上推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ		

<b>介護職員等処遇改善加算</b> <small>合計報酬均一化処遇改善加算 合規性評価による報酬加算</small>	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1加算 <input type="checkbox"/> 2加算 <input type="checkbox"/> 3加算 <input type="checkbox"/> 4加算 <input type="checkbox"/> 5加算 <input type="checkbox"/> 6加算 <input type="checkbox"/> 7加算 <input type="checkbox"/> 8加算 <input type="checkbox"/> 9加算 <input type="checkbox"/> A加算 <input type="checkbox"/> B加算V(1) <input type="checkbox"/> C加算V(2) <input type="checkbox"/> D加算V(3) <input type="checkbox"/> E加算V(4) <input type="checkbox"/> F加算V(5) <input type="checkbox"/> G加算V(6) <input type="checkbox"/> H加算V(7) <input type="checkbox"/> J加算V(8) <input type="checkbox"/> K加算V(9) <input type="checkbox"/> L加算V(10) <input type="checkbox"/> M加算V(11) <input type="checkbox"/> N加算V(12) <input type="checkbox"/> P加算V(13) <input type="checkbox"/> R加算V(14)
---------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）

**：令和6年4月改定箇所**

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年（2024年）2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得ることであることを御了知くださいますようお願いします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等	LIFEへの登録	割引		
各サービス共通		地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1級地 <input type="checkbox"/> 2 2級地 <input type="checkbox"/> 3 3級地 <input type="checkbox"/> 4 4級地 <input type="checkbox"/> 5 5級地 <input type="checkbox"/> 6 6級地 <input type="checkbox"/> 7 7級地 <input type="checkbox"/> 8 8級地 <input type="checkbox"/> 9 9級地 <input type="checkbox"/> 0 その他				
□ 21 短期入所生活介護	<input type="checkbox"/> 1 単独型 <input type="checkbox"/> 2 併設型・空床型 <input type="checkbox"/> 3 単独型ユニット型 <input type="checkbox"/> 4 併設型・空床型ユニット型	夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 2 減算型	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 1 なし		
		職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 2 あり		
		ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可				
		業務負担防衛措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型				
		業務負担防衛措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型				
		共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
		生活介護員配置等加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
		生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ				
		機能訓練指導体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
		個別機能訓練体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
		看護体制加算Ⅰ又はⅢ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅲ				
		看護体制加算Ⅱ又はⅣ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅳ				
		医療連携強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
		看取り連携体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
		夜勤勤員配置加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ				
		テクノロジー導入 (介護職員配置加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
		若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
		送迎体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可				
		口腔機能強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
		療養介護加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
		認知専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ				
生涯向上推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ・加算Ⅲ						
サービス提供体制強化加算 (単独型)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ						
サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ						
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり						
介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ						
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ						
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり						

□ 24 介護予防短期入所生活介護	<input type="checkbox"/> 1 単独型 <input type="checkbox"/> 2 併設型・空床型 <input type="checkbox"/> 3 単独型ユニット型 <input type="checkbox"/> 4 併設型・空床型ユニット型	夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 2 減算型	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 1 なし
		職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 2 あり
		ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可		
		業務負担防衛措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型		
		業務負担防衛措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型		
		共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		生活介護員配置等加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
		機能訓練指導体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		個別機能訓練体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		送迎体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可		
		口腔機能強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		療養介護加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		認知専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
		生涯向上推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ・加算Ⅲ		
		サービス提供体制強化加算 (単独型)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ		
		サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ		
		併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
		介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
		介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
		介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）

：令和6年6月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年（2024年）2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

（別紙1）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1級地 <input type="checkbox"/> 6 2級地 <input type="checkbox"/> 7 3級地 <input type="checkbox"/> 2 4級地 <input type="checkbox"/> 3 5級地 <input type="checkbox"/> 4 6級地 <input type="checkbox"/> 9 7級地 <input type="checkbox"/> 5 その他		
□ 21 短期入所生活介護		<input type="checkbox"/> 1 単独型 <input type="checkbox"/> 2 併設型・空床型 <input type="checkbox"/> 3 単独型ユニット型 <input type="checkbox"/> 4 併設型・空床型ユニット型	夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 6 減算型 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 個別職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員	□ 1 なし    □ 2あり	□ 1 なし    □ 2あり
			職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 対応不可	□ 1 なし    □ 2あり	
□ 22 居宅介護支援		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	コニクトケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可 <input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	□ 1 なし    □ 2あり	
			高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	□ 1 なし    □ 2あり	
□ 23 居宅介護専門事業所		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	業務統計画策定の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	□ 1 なし    □ 2あり	
			共同型サービスの提供 (短期入所事業所)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	
□ 24 施設介護		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	生活扶助員配置等加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	
			生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ	□ 1 なし    □ 3加算Ⅰ	
□ 25 居宅介護支援専門事業所		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	機能訓練指導体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	
			個別機能訓練体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	
□ 26 居宅介護支援専門事業所		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	看護体制加算Ⅰ又はⅢ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅲ	□ 1 なし    □ 2加算Ⅰ	
			看護体制加算Ⅱ又はⅣ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅳ	□ 1 なし    □ 2加算Ⅱ	
□ 27 居宅介護支援専門事業所		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	医療体操強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	
			看取り連携体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	
□ 28 居宅介護支援専門事業所		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	夜勤職員配置加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2加算Ⅰ・加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ	□ 1 なし    □ 2加算Ⅰ・加算Ⅱ	
			テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	
□ 29 居宅介護支援専門事業所		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	若年性認知症利用者受け入れ加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	
			認知症体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可	□ 1 対応不可    □ 2 対応可	
□ 30 居宅介護支援専門事業所		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	口腔連携強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	
			療養食加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	
□ 31 居宅介護支援専門事業所		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	□ 1 なし    □ 2加算Ⅰ	
			生産性向上連携体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	□ 1 なし    □ 2加算Ⅰ	
□ 32 居宅介護支援専門事業所		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	サービス提供体制強化加算 (併設型)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	□ 1 なし    □ 6 加算Ⅰ	
			サービス提供体制強化加算 (併設型・空床型)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	□ 1 なし    □ 6 加算Ⅰ	
□ 33 居宅介護支援専門事業所		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	併設本体施設における介護職員等 <sup>等</sup> ※見直し改善加算Ⅰの届出状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	
			介護職員等 <sup>等</sup> 見直し改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 8 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 9 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> A 加算Ⅳ <input type="checkbox"/> B 加算V(1) <input type="checkbox"/> C 加算V(2) <input type="checkbox"/> D 加算V(3) <input type="checkbox"/> E 加算V(4) <input type="checkbox"/> F 加算V(5) <input type="checkbox"/> G 加算V(6) <input type="checkbox"/> H 加算V(7) <input type="checkbox"/> J 加算V(8) <input type="checkbox"/> K 加算V(9) <input type="checkbox"/> L 加算V(10) <input type="checkbox"/> M 加算V(11) <input type="checkbox"/> N 加算V(12) <input type="checkbox"/> P 加算V(13) <input type="checkbox"/> R 加算V(14)	□ 1 なし <input type="checkbox"/> 6加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2加算Ⅲ <input type="checkbox"/> 7加算Ⅰ	
□ 34 居宅介護支援専門事業所		<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 1 減算型	介護職員等 <sup>等</sup> 見直し改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	
			介護職員等 <sup>等</sup> ベースアップ事業者等	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2あり	□ 1 なし    □ 2あり	

□ 24	介護予防短期入所生活介護	□ 1 単独型 □ 2 併設型・空床型 □ 3 単独型ユニット型 □ 4 併設型・空床型ユニット型	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>高齢者虐待防止措置実施の有無</p> <p>業務統計画策定の有無</p> <p>共生型サービスの提供 (短期入所事業所)</p> <p>生活相談員配置等加算</p> <p>生活機能向上追携加算</p> <p>機能訓練指導体制</p> <p>個別機能訓練体制</p> <p>若年性認知症利用者受け入れ加算</p> <p>送迎体制</p> <p>口腔清掃強化加算</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>生産性向上推進体制加算</p> <p>サービス提供体制強化加算 (単独型)</p> <p>サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)</p> <p>併設本体施設における介護職員等特 定免遇改善加算Ⅰの届出状況</p> <p>介護職員等処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定期遇改善加算</p> <p>介護職員等ヘーネンツギ等支援加算</p>	<p>□ 1 基準型 □ 6 減算型 □ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員 □ 1 対応不可 □ 2 対応可</p> <p>□ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 減算型 □ 2 基準型</p> <p>□ 1 なし □ 2 あり</p> <p>□ 1 なし □ 2 あり □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ</p> <p>□ 1 なし □ 2 あり</p> <p>□ 1 なし □ 2 あり</p> <p>□ 1 なし □ 2 あり</p> <p>□ 1 なし □ 2 あり □ 2 対応可</p> <p>□ 1 なし □ 2 あり</p> <p>□ 1 なし □ 2 あり □ 3 加算Ⅱ</p> <p>□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ</p> <p>□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ</p> <p>□ 1 なし □ 2 あり</p> <p>□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ □ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ □ B 加算V(1) □ C 加算V(2) □ D 加算V(3) □ E 加算V(4) □ F 加算V(5) □ G 加算V(6) □ H 加算V(7) □ J 加算V(8) □ K 加算V(9) □ L 加算V(10) □ M 加算V(11) □ N 加算V(12) □ P 加算V(13) □ R 加算V(14)</p> <p>□ なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ</p> <p>□ なし □ 2 あり</p>	<p>□ 1 なし □ 2 あり</p> <p>□ 1 なし □ 2 あり</p>